

深谷市幼稚園・こども館複合施設建設工事設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本公募型プロポーザルは、「深谷市幼稚園・こども館複合施設建設基本計画（令和4年7月策定）」に基づき設置される深谷市幼稚園・こども館複合施設（以下「複合施設」という。）の建設工事設計業務（基本設計・実施設計）を委託するに当たり、高い技術力、豊富な経験及び発注者の考え方への柔軟な対応力などを有する設計者を選定することを目的として実施するものである。

2 設計業務委託の概要

- (1) 委託業務名 深谷市幼稚園・こども館複合施設建設工事設計業務委託
- (2) 委託場所 深谷市仲町地内ほか（詳細は本要領3（1）による。）
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務委託料 119,790,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- (5) 契約保証金 契約金額の10/100以上
- (6) 前払金 契約金額の3/10を超えない額（支払時期は令和5年度期初）
- (7) 部分払の請求 なし
- (8) 発注者 深谷市 深谷市長
- (9) 業務内容 本複合施設建設工事に係る基本設計及び実施設計業務
詳細は特記仕様書（別添1）及び業務説明書（別添2）による。

3 計画の概要

- (1) 建設地について 建設地の計画用途、所在地、面積は下表に示す。

計画用途	所在地	敷地又は 土地面積
建物敷地	深谷市仲町536-1ほか6筆及び水路敷	約5,600㎡
駐車場1	深谷市本住町546-1ほか8筆及び水路敷	約4,500㎡
駐車場2	深谷市仲町562-1ほか2筆	約2,500㎡
隣接施設（※） 外構（改修）	深谷市仲町570-1	約2,850㎡

（※）隣接施設とは、建物敷地に隣接する「深谷公民館・深谷生涯学習センター」のことを指す。（以下、共通）

- (2) 敷地の用途規制

- ア 用途地域 第1種住居地域
- イ 容積率 200%

- ウ 建ぺい率 60% (角地緩和あり 70%)
- エ 防火指定 なし (法第 22 条区域)
- (3) 建 物 用 途 幼稚園及びこども館の機能を有する複合施設
- (4) 計画延べ面積 約 4,600 m²
- (5) 構造・階数 構造の指定はないが、(7)に規定する概算事業費及び(10)に規定する建設工事期間の範囲内で建設可能な構造とする。
2階建て(一部3階建ても可)
- (6) 必 要 諸 室 特記仕様書(別添1)別紙12による
- (7) 概 算 事 業 費 29億3,000万円(消費税及び地方消費税10%を含む。)
なお、この額は将来における物価変動は考慮していない。

(参考) 概算事業費対象表

概算事業費に含むもの (29億3,000万円)	設計費	・計画建物(外構及び隣接施設外構改修を含む。以下共通) ・駐車場1 ・駐車場2(既存建物解体を含む。以下共通) ・屋内遊具、什器・備品
	監理費	・計画建物 ・駐車場1
	工事費	・計画建物 ・駐車場1
概算事業費に含まないもの	工事費	・駐車場2
	製作及び設置費	・屋内遊具、什器・備品
	監理費	・駐車場2
	その他	・運営費等 ・移転費等

- (8) 根拠となる計画
 - ア 深谷市幼稚園・こども館複合施設建設基本計画
 - イ (仮称)深谷市立こども館建設基本計画
 - ウ 深谷市立幼稚園再編計画
- (9) 関連法規・計画等
 - ア 深谷市総合計画前期基本計画(2018-2022)
 - イ 深谷市公共施設適正配置基本方針(2012)
 - ウ 深谷市公共施設等総合管理計画(2016)
 - エ 深谷市教育振興基本計画(2018-2022)
 - オ 深谷市立幼稚園再編方針(2022)
 - カ 深谷市子ども・子育て支援事業計画(2020-2024)
- (10) 事業スケジュール
 - ア 設 計 業 務 : 契 約 締 結 日 (令 和 5 年 3 月) ~ 令 和 6 年 3 月 31 日

〔 基本設計：契約締結日から令和 5 年 8 月 31 日まで
実施設計：基本設計完了後から令和 6 年 3 月 31 日まで 〕

- イ 駐車場 1 工事：令和 6 年 5 月頃～10 月頃
- ウ 建設工事：令和 6 年 10 月～令和 8 年 1 月
- エ 開業準備：令和 8 年 2 月～3 月
- オ 開業：令和 8 年 4 月 1 日
- カ 駐車場 2 工事：令和 8 年度

4 参加資格

参加者は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。
- (2) 深谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿への登録の有無は問わないが、登録が無い者は、次に掲げる書類の提出をすること。書類の提出期間、提出先及び提出方法は本要領 9 (2) を準拠する。なお、書類の確認連絡を受けてから参加申込書等を期日までに提出すること。

- ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- イ 個人にあつては、身分(元)証明書及び登記されていないことの証明書
- ウ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- オ 市税(深谷市)に滞納がない証明書(法人及び個人)
- カ 財務諸表(法人及び個人)

- (3) プロポーザルに参加する者の資格は、次のとおりとする。

- ア 過去 15 年以内(平成 19 年以降)に、児童館等(※1)とその他の用途との複合施設(※2)(延べ面積 2,000 m²以上)の新築、増築又は改築工事(※3)の設計業務(基本設計及び実施設計)を元請けとして完了させた者であること。

※1 ここでいう児童館等とは、児童福祉法第 40 条に規定する児童館及び、国又は地方公共団体が、発注又は負担した子ども向け屋内遊戯施設(ただし、幼稚園、保育園及び学童保育室を除く。)のことを指す。なお、後者の場合、その用途の適否は第一次審査にて判断する。

※2 ここでいう複合施設とは、同一棟(いわゆる合築)に限らず、敷地内にある複数の棟で構成されるものを含む。また、当初は単独の用途であったが、増築等により複合化されたものを含む。

※3 改修工事、模様替えは含まれない。

- イ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者であること。
- ウ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 10 条第 1 項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。

- エ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱及び深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく、入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定に該当しない者であること。
- カ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- キ 本プロポーザルに参加する者同士について、代表権を有する者が同一の会社及び役員が兼務している会社でないこと。

5 参加の条件

参加者は本要領 4 に規定する参加資格の要件を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 配置予定技術者の条件

- ア 管理技術者、建築（総合）担当主任技術者、建築（構造）担当主任技術者、建築設備（電気）担当主任技術者及び建築設備（機械）担当主任技術者は、それぞれ 1 名ずつ配置することとし、これらは兼任することはできない。
- イ 管理技術者は一級建築士であること。
- ウ 管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者は、参加者の組織に所属していること。
- エ 配置予定技術者は、参加申込書等の受付日以前に、参加者の組織若しくは協力事務所と直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有していること。

(2) 分担業務分野の再委託

- ア 主たる分担業務分野（建築（総合））を除き、業務の一部を第三者に委任することができる。（以下、「再委託」という。）この場合、様式 6（協力事務所調書）を提出することとする。
- イ 構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していることとする。ただし、参加者の組織に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りでない。
- ウ 設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していることとする。ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りでない。

6 参加に対する制限

- (1) 当該参加者における協力事務所は、他の参加者若しくは他の参加者の協力事務所としての重複参加は認めない。
- (2) 参加者が提出できる参加申込書等及び技術提案書は、それぞれ1点のみとする。
- (3) 提出された参加申込書等及び技術提案書の差し替え、追加及び削除等は一切認めない。

7 実施要領等の配布

- (1) 配布方法 深谷市ホームページからダウンロード
(<http://www.city.fukaya.saitama.jp>)
- (2) 配布期間 令和4年10月13日(木)から
令和4年10月31日(月)まで

8 実施スケジュール

実施内容		実施期間
実施要領等の配布		令和4年10月13日(木)から 令和4年10月31日(月)まで
第 一 次 審 査	参加申込書等に関する質問書受付期間	令和4年10月13日(木)から 令和4年10月20日(木)まで
	質問書に対する回答	令和4年10月24日(月)まで
	参加申込書等の提出期限	令和4年10月31日(月)
	第一次審査	令和4年11月16日(水)
	選定・非選定通知書の送付	令和4年11月17日(木)
第 二 次 審 査	技術提案書に関する質問書受付期間	令和4年11月17日(木)から 令和4年12月23日(金)まで
	質問書に対する回答	令和5年1月13日(金)まで
	技術提案書の提出期限	令和5年1月31日(火)
	第二次審査	令和5年2月10日(金)
	特定・非特定通知書の送付	令和5年2月下旬

9 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出書類
次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
ア 参加申込書	様式 1	1 部
イ 技術職員調書	様式 2	15 部 ※様式 2 から 6 を ホチキス等で留 め（左上 1 か 所）提出するこ と
ウ 業務実績調書	様式 3	
エ 配置予定技術者調書（管理技術者）	様式 4	
オ 配置予定技術者調書（主任技術者）	様式 5	
カ 協力事務所調書	様式 6	
添付資料 ・ 保有資格を証するものの写し ・ 健康保険被保険者証等雇用関係が確認で きるものの写し ・ 各様式備考欄に記載する資料		各 1 部

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和 4 年 10 月 13 日（木）午前 9 時 00 分から

令和 4 年 10 月 31 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

持参による場合の受付時間は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日以外の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 提出先

本要領 16 に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。

(3) 参加申込書等に関する質問の受付及び回答

参加申込書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。

なお、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和 4 年 10 月 20 日（木）午後 5 時 15 分まで（必着）

イ 提出先

本要領 16 に掲げる事務局

ウ 提出書式

質問書（様式 7）

エ 提出方法

電子メールによる提出とし、件名は「深谷市幼稚園・こども館複合施設建設工事設計業務プロポーザル質問書」とすること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和4年10月24日（月）午後5時15分までに、市ホームページに掲載する。

10 技術提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

技術提案書の提出者は、一次審査で選定された者とし、次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
ア 技術提案提出書	様式8	1部
イ 業務実施方針	様式自由。但し、A3サイズ横長片面で1枚	15部（企業名無し） 1部（企業名有り） ※イとウをホチキス等で留め（左上1か所）提出すること ※カラー印刷とすること
ウ テーマ別技術提案書	様式自由。但し、テーマ毎にA3サイズ横長片面で1枚	
エ 業務参考見積書	様式自由。但し、A4サイズ	1部

(2) 業務実施方針

業務の実施方針として、取組方針、実施体制、工程計画及び業務推進にあたっての配慮すべき事項等について記載すること。

(3) テーマ別技術提案書

技術提案書は、原則として以下のテーマについて文章およびイメージ図を用いて簡潔に記載（文字の大きさは10.5ポイント以上）することとし、作成に当たっては、本要領3（8）根拠となる計画を十分考慮したうえで検討、提案すること。

なお、文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現としないこと。

また、提出者を特定することが可能となる記述は避けること。

ア【テーマ1】「教育・子育てを支える拠点」

子どもの学びと遊びの場、保護者の交流の場及び子育てを支える場の拠点となる新しい施設実現のため、利用者のニーズ、新しい技術や流行を取り入れた建築計画に関する考え方について提案すること。

イ【テーマ2】「複合施設の有効な運用方法」

本施設は幼稚園、こども館の複合用途であり、利用者の年齢層が近いことから、施設機能の共用化など有効な活用を見込んでいる。しかし、その一方で管理上の区分も必要とされる。

複合用途を生かした有効な活用策について提案するとともに、利用者、運営者それぞれの立場で動線計画に関し、防犯計画と合わせて提案すること。

ウ【テーマ3】「ゼロカーボンシティを目指して」

イニシャル・ランニングコストの低減を図りつつ、再生可能エネルギーの利用や省エネ設備の導入など環境負荷低減に取り組んだ建築計画、建築設備計画に関する提案をすること。

エ【テーマ4】「地域の特性、特色を考慮した施設」

地域の特性、特色を考慮した安全・安心で利用しやすく親しみやすい施設の建築計画及び敷地利用計画について提案すること。

(4) 業務参考見積書

業務参考見積書は、次にかかる基本設計・実施設計業務の内訳額及びその合計を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

アー1 計画建物（外構及び隣接施設外構改修を含む。）

アー2 屋内遊具

アー3 什器・備品

イ 駐車場1

ウ 駐車場2（既存建物解体を含む。）

(5) 提出方法

ア 提出期間

令和4年11月17日（木）午前8時30分から

令和5年1月31日（火）午後5時15分まで（必着）

持参による場合の受付時間は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日以外の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出先

本要領16に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。

(6) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

技術提案書の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。

なお、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和4年12月23日（金）午後5時15分まで（必着）

イ 提出先

本要領16に掲げる事務局

ウ 提出書式

質問書（様式7）

エ 提出方法

電子メールによる提出とし、件名は「深谷市幼稚園・こども館複合施設建設工事設計業務プロポーザル質問書」とすること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和5年1月13日（金）午後5時15分までに、市ホームページに掲載する。

11 屋内遊具の取り扱い

- (1) 本プロポーザルにおいては、こども館内（主にプレイホール、赤ちゃんコート、キッズコート）に設置予定の屋内遊具の具体的な内容について、本要領12(3)による第二次審査では評価しない。
- (2) 仕様の選定にあたり、本要領13(1)の契約締結後、基本設計業務において、2以上の異なる遊具事業者による遊具提案書（配置提案含む）及びそれらの比較検討書を提出すること。
なお、配置する遊具の製造メーカーは、事業者自社製品以外も可とする。
- (3) 遊具等の基準は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版・平成26年6月国土交通省）」を準拠し、「遊具の安全に関する基準（最新版）」（JPFA-SP-S）又はこれと同等の基準を満たすものとする。
- (4) 仕様の選定は深谷市が行う。

12 審査及び評価

(1) 審査委員会の設置

受注候補者の特定にあたっては、別に定める「深谷市幼稚園・こども館複合施設建設工事設計業務プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置する審査委員会において審査及び評価を行う。

なお、本プロポーザルにおける参加者（参加申込者又は技術提案者）が1者のみであっても審査及び評価を行い、特定の可否を決定する。

(2) 第一次審査

ア 審査方法

審査委員会において、参加申込書等の書類審査を行い、技術提案書の提出を要請する者を5者以内で選定する。

イ 実施日

令和4年11月16日(水)

ウ 結果の通知

一次審査で選定された者に対しては、技術提案書提出要請書を書面にて郵送で通知する。

一次審査の結果、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を書面にて郵送で通知する。

(3) 第二次審査

ア 審査方法

一次審査で選定された者によるプレゼンテーション並びに審査委員会によるヒアリング、審査及び評価(合議制による採点)を行い、合計評価点が高い方から順に受注候補者、次席者として選定する。

第一次審査における審査結果(採点)は、第二次審査に持ち越さないものとする。

なお、二次審査は、新型コロナウイルス感染状況等、社会情勢によってはリモート審査とする場合がある。

イ 実施日

令和5年2月10日(金)

ウ プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項

説明者は当該業務に対し配置予定となる管理技術者1名及び主任技術者2名の計3名以内の出席とし、原則として代理出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

説明に際しては、提出した技術提案書のみを用いた内容説明とし、拡大パネル(A1版)又はパワーポイント等によるプロジェクターを使用しての説明とすること。

なお、追加資料や模型等の使用は認めないこととし、その他詳細については、別途通知する。

エ 結果の通知

二次審査で受注候補者及び次席者に特定された者に対しては、書面にて郵送で通知する。

二次審査の結果、受注候補者又は次席者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を書面にて郵送で通知する。

なお、審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続き完了後に市ホームページで公表するものとする。

(4) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

	評価項目		評価基準の概要	配点
1 第一次審査	(1) 事務所の能力	技術職員数	事務所の技術職員数、有資格者数、同種業務実績(※)について評価する。 (※)同種業務実績は、件数及び児童館等に供する用途の床面積を評価する。	30
		有資格者数		
		本要領4(3)アに定める施設の業務実績(この表において、「同種業務実績」という。)		
(2) 配置技術者の能力	配置技術者の保有資格	管理技術者及び各主任担当技術者の保有資格、業務実績(※)、経験年数について評価する。 (※)各技術者は業務実績がなくても配置は可能だが、実績の施設用途、携わった立場及び件数を評価する。	70	
	配置技術者の業務実績			
	経験年数			
2 第二次審査	(1) 業務実施方針	業務理解度、取組方針、実施体制、工程計画、配慮事項等	業務の理解度、取組方針、実施体制、工程計画、配慮事項等の的確性等について評価する。	22
	(2) 技術提案書	テーマ1	提案内容の的確性、独創性、実現性について評価する。	70
		テーマ2		
		テーマ3		
テーマ4				
(3) 業務見積書	見積金額	見積金額の経済性について評価する。	8	

13 契約に関する事項

(1) 契約の締結

市は、本要領12(3)アにより受注候補者として特定された者と契約締結の協議を行う。この協議においては、受注候補者として特定された者からの提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更ができるものとする。また、市は、この協議の結果を踏まえ、受注候補者として特定された者から見積書を徴するものとする。

なお、契約締結の協議が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次席者として特定された者と契約交渉を行うものとする。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

- ア 本業務委託の仕様については、特記仕様書（別添 1）、業務説明書（別添 2）に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。
- イ 業務の一部再委託は、本要領 5（2）の条件を満たす範囲で、様式 6（協力事務所調書）にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。
- ウ 様式 4 及び 5（配置予定技術者調書）に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

14 参加者の失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加申込書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領 2（4）に示す業務委託料の上限を超えた場合
- (5) 本要領 4 に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- (6) プレゼンテーション・ヒアリング時に指定された者以外の者が出席した場合
- (7) その他本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

15 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査委員会の委員構成については、本プロポーザル手続きが完了するまで公表しない。
- (4) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (5) 提出された書類等は、返却しない。
- (6) 提出資料の著作権は、提出者に帰属するものとする。
- (7) (6) にかかわらず、市は本プロポーザルの実施及び結果の公表（プロポーザル結果の取材に対する資料提供その他の間接的な公表を含む。）、本業務及びこれに基づく工事に関し、必要な範囲において、提出資料の複製、記録及び保存を行い使用できるものとする。
- (8) 受注候補者として特定された者が提出した技術提案書について、市はその内容を公開することができるものとする。また、技術提案書は市によりパブリック・コメント制度により意見公募を行うので、その意見を設計に反映させる場合がある。
- (9) 市は、提出された資料について、深谷市情報公開条例（平成 18 年深谷市条例第

13号)の規定に基づく請求により、第三者に公開することができるものとする。ただし、深谷市情報公開条例に基づき、公にすると当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報が記録されている場合その他の場合においては、非公開とする場合がある。

(10) 本業務の受注者（本業務遂行に当たっての協力者を含む。）は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

(11) 本業務の受注者（本業務遂行に当たっての協力者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

ア 一方が他方に出資していること。

イ 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

16 問い合わせ先

深谷市幼稚園・こども館複合施設建設工事設計業務プロポーザル審査委員会事務局
深谷市教育委員会教育部教育施設課施設整備係

〒366-8501

埼玉県深谷市仲町11番1号

TEL：048-573-9280（直通）FAX：048-574-5861

E-mail：sisetu@city.fukaya.saitama.jp